

## 中津保育所三者協議会（第1回）会議録

### 1 日 時

平成26年10月25日（土） 午前9時00分から

### 2 場 所

中津保育所

### 3 出席者

- ・中津保育所保護者 24人
- ・社会福祉法人 天王福社会  
理事 他5名
- ・保育幼稚園課  
中井課長・小西参事・北川副主幹、佐竹所長

### 4 案件

- (1) 移管先法人への引き継ぎに係る情報提供（同意書の提出）について
- (2) 三者協議会について
- (3) 中津保育所の名称について
- (4) 社会福祉法人天王福社会の保育理念等について  
法人のコンプライアンス遵守の取り組みについて
- (5) その他

### 5 発言要旨

（市） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、三者協議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、これより第1回中津保育所の三者協議を開催させていただきたいと思っております。

三者協議の開催に先立ちまして、改めて、自己紹介をさせていただきたいと思っております。

市と法人、それと保護者の方は、代表の方の自己紹介をお願いし

ます。

それでは、まず、市から、自己紹介をさせていただきます。

(市) 保育幼稚園課長の中井といいます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(市) 保育幼稚園課で民営化を担当しています小西です。

よろしく願いします。

(市) おはようございます。

保育幼稚園課副主幹で、現在、下穂積キッズの引き継ぎをさせていただいています北川と申します。

よろしく願いいたします。

(法人) 改めまして、皆さん、おはようございます。

天王福祉会で保育担当理事の鹿島といいます。

今回、第1回目ということで、お忙しい中、そして、朝早くから、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は、色んな案件がございますので、皆さんの忌憚ないご意見を聞きながら、誠実に、真摯にお答えしたいなと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

(法人) おはようございます。

現在、天王保育園で指導主任をしております〇〇〇です。

どうぞよろしく願いいたします。

(法人) おはようございます。

天王保育園の総務主任の〇〇〇です。

よろしく願いします。

(市) それでは、保護者の方を代表いたしまして、選考委員会の委員も務めていただきました、現在、民営化対策委員でおられます中津の保護者の代表にお願いしたいと思います。

(保護者) 選考委員をさせていただきました〇〇〇と申します。

よろしく願いします。

(市) ありがとうございます。

(保護者) 今年度の保護者会の役員会会長をしております〇〇〇です。

よろしく願いします。

(市) ありがとうございます。

次に、三者協議を進めるに当たりまして、司会進行、いわゆる議長役が必要でございます。

これまでは、当時の保育幼稚園課長が議長を務めさせていただいておりましたけれども、今回もそのような形で三者協議会の議長を

務めさせていただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

(保護者) 異議なし。

(市) ありがとうございます。

それでは、これより議事進行につきましては、中井保育幼稚園課長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(市) ご承認いただきましてありがとうございます。

それでは、私が進行を務めさせていただきます。

ちょっと着席をさせていただきます。

それでは、皆さまにお配りしております「会議次第」に沿いまして、進めさせていただきたいと思います。

まず、案件「(1)移管先法人への引き継ぎに係る情報提供(同意書の提出)について」でございます。

この案件につきましては、市からの提案でございますので、担当からご説明申し上げます。

(市) それでは、座らせていただいて説明をさせていただきます。

今回の資料ですが、会議次第と同意書についてのお願いという文章と、それと三者協議会の設置及び運営に関する基準、それと合同保育の実施についてということで、会議次第を含めまして、4枚の資料をお配りさせていただいております。

その2枚目「市立保育所の民営化に伴う移管先法人への引き継ぎに係る情報提供についての(お願い)」をご覧ください。

保育所では、入所している子どもたちに関しまして、保育の実施に必要な、色々な情報を有しております。

具体的には、お手元に配付しております「情報提供についてのお願い文」の引き継ぎ書類に記載しておりますとおり、保育に関すること、また、保健に関すること、健康に関することなどの書類がございます。

個人の情報に関しましては、茨木市の個人情報保護条例に規定しておりまして、本人の同意があるときは、外部提供できるということになっております。

したがって、今回、保護者の皆さまから同意書をいただきまして、円滑に保育の引き継ぎを行うために、社会福祉法人天王福祉会に情報提供することをお願いするものでございます。

また、引き継ぎ書類につきましては、中津保育所が児童を保育するに当たって必要と思われる情報を、保護者の皆さまから、もう既

にいただいております。

保護者の皆さまからいただいた児童の情報につきましては、「このようなものでございます」というのをお見せすることが可能でございますけれども、保育所内において、その保育の実施に必要な書類を作成したのについては、保護者の方が見せていただきたいということになりますと、原則、条例に基づいた情報開示の手続が必要になります。

例えば、何も記載をしていない様式をお見せさせていただいて、どういう内容を記載しているかというのを口頭でご説明することはできますけれども、原本のコピーでありますとか、現物その物を見たいということになりましたら、恐れ入りますけれども、申請書を人権男女共生課に提出をしていただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

これについては、また、もし、そういう方が必要ですということになれば、所長を通じて、できれば様式をお渡しさせていただいて、提出をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、個人情報につきましては、慎重に取り扱うことといたしますので、よろしくご協力のほど、お願いしたいと思います。

同意書の説明につきましては、以上でございます。

( 市 ) ただ今、ご説明を申し上げました。

この件につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

一旦、よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

( 市 ) また、後段でも、ご質問を承りたいと思いますので、先に進めさせていただきます。

この同意書につきましては、円滑な保育所運営の引き継ぎを行うために、移管先法人であります社会福祉法人天王福祉会に、現在の保育内容、それから入所児童に関する情報についても引き継ぎをさせていただきまして、継続した保育の実施に資するということで考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、案件「(2) 三者協議会について」に移らせていただきます。

この内容につきましては、中津保育所における三者協議会設置及び運営に関する基準について、担当からご説明をさせていただきます。

す。

( 市 ) それでは、以前、法人さんとの顔合わせのときに、この基準の案をお示しさせていただいておりました。

少し保護者の方に入れていただける部分がありますということでお伝えをさせていただいていまして、今回、もう具体的に、前のご提示した内容と変わらないのですけれども、中津保育所と入れさせていただきます、案をご提示させていただいております。

これを決定していただいて、今後、この運営基準に基づきまして、三者協議を運営させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

中身について、今回、初めての方もいらっしゃるかも知れませんので、もう一度、改めて、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、三者協議会の設置及び運営に関する基準をご覧ください。

この基準につきましては、民営化基本方針及び実施要領、また、これまでの説明会などにおいて、ご説明をさせていただいた内容を基準としてまとめたものでございますので、よろしくお願ひいたします。

まず1ページ「1 三者協議会の設置」でございますけれども、原則、協定期間5年間というふうにしております。

四角の枠には、民営化基本方針で定めている内容を、参考までに記載しております。

次に、「2 三者協議会の目的」でございますけれども、三者協議会は、移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認することとしております。

また、法人の管理運営事項を除き、保育内容を変更、充実する場合は、三者協議会で協議するとともに、それぞれ適切な役割分担のもと、問題点の改善に努めることとしております。

次に、2ページでございます。「3 協議会の開催」についてでございます。

中津保育所における三者協議会につきましては、原則、毎月第4土曜の午前9時から午前10時30分とし、この間、三者協議会に参加する保護者のお子さんを保育室で保育することを定めております。

次に、「4 保育内容の継続性」につきましては、合同保育を通じて適切な引き継ぎを行うとともに、引き継ぎ保育を通じて、より確実な引き継ぎを行うことと定めております。

また、保育の継続性についての考え方といたしまして、これまでからご説明しているとおりでございますが、保育内容を変更しないということではないということをお記させていただいております。

次に、「5 保育内容の充実」につきましては、地域で求められる保育ニーズを十分に把握して、柔軟に対応するというようにしております。

ただし、これまでの保護者の皆さまのご意見等を踏まえ、基本的には、協定期間中の新たな費用負担がないよう配慮するとともに、少数派の児童が、現状の保育を維持できない可能性がある場合は、保育内容を変更しないということにしております。

しかしながら、子どもたちにとって、よい保育については、費用が発生するもの、発生しないものも考えられますことから、保護者の皆さまと、十分に協議をさせていただいて、課題等についての改善策等が講じられるようであれば、保護者の皆さまのご理解をいただいた上で、実施をしてもよいのではないかとこのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、延長保育など保護者の皆さまの選択によって提供される保育サービスに係る費用負担、例えば、仮に、保護者の皆さまの就労状況によって延長保育を8時までとし、それを利用した場合など、その費用負担につきましては、求めることができるというふうにしております。

次に、裏面、3ページでございます。

「6 三者の役割」につきましては、総則といたしまして、三者が連携・協力して、問題点の改善策を検討するとともに、段階的な保育内容の充実に向けて協議する場にするとしております。

三者のそれぞれの役割につきましては、(2)といたしまして、保護者の皆さまの役割をお記しております。

これは、三者協議会における協議事項について、保護者の皆さまのご意見、ご提案などをまとめていただくよう努めていただくとともに、連携・協力して問題点の改善を図ることとしております。

(3)には、移管先法人天王福祉会の役割をお記させていただきます。

これは、関係法令や移管条件を守っていただくことはもちろんのこと、保護者の皆さまのニーズの把握に努めていただいて、保育内容の充実を図っていただくこと、また、連携・協力して問題点の改善を図ること、さらに保育環境の変化については、できるだけ早期に三者協

議会において協議し、説明責任を果たすこととしております。

(4)には、市の役割を明記しております。

これは、三者協議会の円滑な運営に最大限努力するとともに、三者との連携・調整、会議の進行、会議録の作成のほか、連携・協力して問題点の改善を図ること、さらには、保護者からの質疑等について、誠実かつ的確に回答し、しっかり説明責任を果たすこととしております。

次に、「7 協議事項」につきましては、民営化基本方針の実施要領にも定めておりますけれども、三者協議会における協議事項の範囲を定めております。

これは、法人の管理運営に関する事項、いわゆる法人の人事でありますとか、給食の物資搬入業者の選定、さらには、保育室のカーテンや調味料の変更など、保育環境に著しく影響を及ぼすものではない事項につきましては、協議すべきではないこととしております。

ただし、協議事項とはいたしません、説明責任がなくなる訳ではございませんので、十分に説明することとしております。

また、協議事項ではございませんけれども、変更した内容が子どもたちの保育環境に影響が出た場合は、協議の対象としまして、三者が連携協力して改善策を検討することとしております。

最後に、「(8) その他の留意事項」といたしまして、民営化後に入園されることになった児童についての新たな費用負担などの考え方を整理しております。

協定期間後の変化を考慮して、できる限り、今後、発生するであろう費用負担について例示し、十分に説明することとしておるとともに、保育内容について保護者負担に配慮をしつつ、徐々に変更していく努力も必要であるということとして明記しております。

さらに、平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度が実施されることになりまして、法令等の枠組みの中で、認定こども園への移行なども考えられますことから、三者協議会において十分に協議の上、三者の合意を得るものとしております。

最後に、三者協議会において協議した案件につきましては、三者の合意が得られた場合は、原則、決定事項として取り扱うことになる旨を定めております。

以上が、三者協議会の設置及び運営基準の内容でございます。

説明は以上です。

( 市 ) ただ今、中津保育所における三者協議会の設置及び運営に関する

基準について説明がありました。

繰り返しになりますけれども、この基準につきましては、民営化基本指針及び実施要領、また、これまでの保護者の説明会などにおいて、ご説明させていただいた内容を取りまとめたものということになっております。

何か、この件に関しまして、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) それでは、原則、ご承認いただいたということで、この基準に基づいて、三者協議会を運営させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の案件でございます。

案件「(3) 中津保育所の名称について」でございます。

保育所の名称につきましては、平成27年4月1日から社会福祉法人天王福祉会の保育園としての運営がスタートするということとなります。

運営の開始に先立ちまして、「市立中津保育所」から名称を変更する必要がございますので、そのご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

保育所の名称につきましては、一旦、法人からご提案いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(法人) はい、よろしく願いいたします。

現時点において「中津保育所」という名称ですけれども、来年4月から天王福祉会が移管先法人として決定しまして、管理運営していくということもありますので、「てんのう中津保育園」という名称でいきたいなというふうに考えております。

「てんのう」というのは、平仮名で「てんのう」と頭につけて、そして「中津保育園」という形にすることによって、ちょっと柔らかさも出るかなというふうにちょっと思っているのですが、そういった名称で考えておりますので、皆さん、どうぞ、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

(市) ただ今、法人から「てんのう中津保育園」にしたいという旨のご提案がございましたけれども、この件につきまして、何か、ご質問等ございましたら承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(保護者) これは、ここで決まったら、もう変更はできないということなの



でしょうか。

というのも、保護者が全員いる訳じゃないので、「決まりました」と承諾して、「え、こんなん嫌や」とかってなった場合、どうなるのかなというふうに思ったのですが。

(市) 一応、三者協議会で名称を決定していただいて、実は、ここで、もし、決定をいただきましたら、全ての保護者の方に通知文は出させていたどうかと、全戸配布で、三者協議会の運営基準と併せて、出させていたかどうかとは思っているのですけれども。

(保護者) ここにいるメンバーだけで決めていいものなのかなというのを、ちょっと思ったものですから。

(保護者) 同じ意見を出そうかなと思っていたのですが、ちょっと、人数が少なくて、多分、聞いても、何も意見は、出ないかも知れないと、多分、ほとんど出ないと思うのですが、念のためぐらいな感じで意見を聞いていただければと。

(市) 分かりました。

一応、道祖本保育所では、第1回の三者協議会が終わりまして、その準備を、中津の三者協議会が終わってから、併せて、一緒に、三者協議会の運営基準の部分と、保育所の名称の周知をさせていただこうと思っていたのですが、そうしましたら、ちょっと、ご意見をいただくような時間を設けさせていただいた方がよろしいですかね。

(保護者) いつまでに、何かあれば意見を下さいと、それまでに意見がなければ、もう、これで決定させていただきますみたいな感じのやつにさせていただければ。

(市) 分かりました。1週間程度ぐらいいでも大丈夫でしょうか。

(保護者) いいと思います。はい。

(保護者) 連絡先は。

(市) どうでしょうか。もし、よければ保護者の方で集約をしていただけか、もしくは、それだったら所長に意見を提出していただいて、ご連絡いただいてもいいですか。

それか、僕まで、直接、連絡いただいても結構です。

(保護者) それでは、とりあえず、何かあれば、所長の方に、お話しくださいみたいな一文だけ足していただければ。

(市) 分かりました。

(保護者) お願いします。

(市) それでは、一旦、この名称につきましては、ご提案のみとさせていただきます、一定の期間、保護者の皆さまから、ご意見を承る

期間を設けたいというふうに思います。

そういう形で、周知させていただきたいと思います。

(市) 先ほどの同意書なのですけれども、併せて、来週の月曜日頃には配布をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(保護者) それについても、ちょっと気になったのが、要は、個人情報をおの天王保育園さんのほうに渡してもいいよという形の同意書になると思うのですけど、それは、全員の同意が揃ってから、その資料をお渡しされるようになるということですか。

(市) そうです。

実は、1月から合同保育が始まりますので、この12月、年度末ぐらいまでに、全ての同意書をいただいて、提出の方は、11月の中旬ぐらいを予定しているのですけれども、いつ頃までに同意書の提出をお願いしますということで、ご案内させていただきます。

(保護者) もし、出されない方とか、忘れておられる方とかもいらっしゃると思うので、その辺は、しっかり期限を設けるっていうか、催促などもしていただかないと、多分、他の保護者の方は、安心して預けたいし、早く同意書を書いているのに、一部の方の遅れが引き金となって、全てが遅れるのはいけないと思うので、その段取りだけは、お願いしたいなというふうに思っています。

(市) 最大でも、12月末までには、必ず、所長も催促というか、お願いをさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

(保護者) はい。

(市) それでは、次の案件に進めさせていただきたいというふうに思います。

案件「(4) 社会福祉法人天王福祉会の保育理念等について」、それから「法人のコンプライアンス遵守の取り組みについて」ということとでございます。

これにつきましては、法人からご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(法人) はい、よろしくお願いたします。

まず、保育のスライドを用意しておりますので、ちょっとご説明させていただきます。

天王福祉会の保育の理念ですが、この会議次第にありますように、保育理念に関しましては、前回の顔合わせのときにも、ちょっとお

話しさせていただきましたけれども、子どもの保育の姿勢と重なる部分があるのですが、「子どもの利益を第一に考える」、「子どもの利益を第一に考える」とは、何だといいますと、やはり、体力のある健康な体づくりと、そして、心豊かな優しい子どもを育成するという事に尽きると思います。

それに関しましては、どういう取り組みで、そのような子どもたちを育成していくのかというのは、この後のスライドで具体的に説明させていただきます。

あまり、理念といいますか、きれいごとを並べただけだと分からないと思いますので、ちょっと写真等を用意しておりますので、それを見ていただきたいと思います。

その前に、天王福社会という社会福祉法人としてのコンプライアンス遵守に向けての取り組みを、ちょっと、お話しさせていただきます。

それでは、改めまして、今回、この中津保育所の移管先法人ということが決まりまして、今日、ご出席の保護者の皆さま方の中には、少数か大多数か分かりませんが、非常に、不安に思われた保護者の方がいらっしゃると思います。

改めまして、この場をお借りしまして、お詫び申し上げます。

法人としては、やはり生まれ変わるという意味で、新たな出発だということで、やはり法令遵守を、しっかりコンプライアンスを守るということで、そういう取り組みを徹底してやっていこうということになりました。

それについてちょっとお話をさせていただきます。

福祉会というのは、法人としても、非常に公益性が多大でありまして、そして、これまでの反省を踏まえて、法令遵守をより徹底するシステムの構築を図りました。

ここでの法令遵守というのは、私どもの定義としましては、法律だけに従っていただいいという訳ではなくて、社会通念も、しっかりアンテナを張って確認しながら、それを守るというようなことを徹底していきたいなというふうに考えております。

そのために、じゃあ、どうするのかといいますと、法人として問題があるという以外に、やっぱり職員に対しても、職員に問題があるというのも、これは法人の責任ということになってしまいますので、まず、最初に手がけられるというのは、職員への十分な啓蒙で

す。

新人職員の研修の充実だとか、あるいは、人権研修会の開催を頻繁に行うというような、まず、簡単にできることから取り組みました。

そして、今回、一番、ここで説明したいところは、内部通報制度の導入ということです。

この平成24年度、約2年前の10月から、この内部通報制度というのを導入いたしました。

これは、法人内部の適法な職務の執行確保に関する規程を制定いたしました。そして、天王福社会内部通報運用規程を制定いたしました。

これによって、内部通報制度というのは、しっかりと実のあるとうか、しっかり運用できる、そういうようなシステムを作りました。

こういう内部通報制度というのは、大きな大企業では、当たり前のようにありますけども、全ての社会福祉法人を含めまして、色々な法人企業で採用されているものではありません。

法人側としましては、なかなか緊張するような制度でございませうけれども、是非、これは法人が生まれ変わるためにも必要だろうというふうに考えまして導入いたしております。

まず、先ほどありました、法人内部の適法な職務の執行確保に関する規程ということですが、この目的というのは、その規程の第1条に定めているのですけれども、何度も言いましたように過去の反省も踏まえて、本法人の組織的、または、個人による不正及び反倫理的行為の防止を図るため、必要な事項を定め、もって本法人の倫理法令遵守を推進することを目的としております。

この中身を今からお見せしますけれども、義務規程というのを、きっちりと設けておりまして、そのあたりをちょっと確認してもらいたいと思います。

本来、法人というのは、会社でいう取締役会に当たる、この理事会というところに権限がありまして、色々な意思決定をするというようなことなのですけども、この理事会から分かれて附属機関として、コンプライアンス委員会というのを設置しました。

コンプライアンス委員会とは、何事も法人の中を調査するに関して、理事会等を通さなきゃならないのを、通さなくて調査権限を持たすような委員会を設置しまして、何か異常があると、おかしいなということがあれば、学識経験者に委託というか委嘱しまして、調査委員会もさらに設置してというようなコンプライアンス委員会を設置しまして、理事会に直接、意見あるいは勧告できるような、そ

ういう意味では、理事会と同レベルの権限を持った委員会を設置しました。

この規程の中で、役員、職員の義務規程、責務も書いているのですが、特に関しましては、内部通報に、適切に対処すること、また、内部通報に関する制度について、職員等に周知徹底すること、さらに、法令遵守に関する啓発及び研修の実施、相談支援の体制及び環境の整備も定めております。

そして、拡大コンプライアンス会議というのも開催しております。これも先ほどもありました平成24年10月から開催しております、適宜、必要があれば開催を要求してできるのですが、何もなければ、一応、半年に1回、必ず、天王福社会というのは、色んな保育事業以外にもありますので、そういう事業所の長が集まって、実際、本人も含めまして、役員も出席しまして、そして長も含めまして会議をして、未然にそういう個人の不正であるとか、組織的におかしいのではないかというところを報告、法令遵守の状況について報告する、そういう義務を設けて、実際、開催しているところでございます。

この内部通報というのを、これも一つ理念みたいなものですが、義務というか方法ですけれども、どういうふうに内部通報するのだというようなのを定めたのが、この天王福社会内部通報運用規程です。

少し、読ませてもらいますと、組織的、または、個人的による不正及び反倫理的行為について、その事実を社会福祉法人として速やかに認識し、違法行為等による社会福祉法人の危機を極少化するとともに、本社会福祉法人の倫理法令遵守を推進するために設置された内部通報制度の運用について取り決めることを目的として、こういう規程を定めました。

具体的には、どのような形でやるかということですが、職員等、役員でもいいのですが、まず、コンプライアンス委員会に信書あるいは、メールで報告いたします。

いわゆる通報するということです。

ちょっとネガティブなイメージになってしまうかも知りませんが、内部告発といいますか、そういったものです。

この場合に、必ず、通報者の保護ということで、通報することによって、自分に不利益が及ぶんじゃないかというようなことを心配すると、なかなか通報ということ、そういう細かいことまでは、

なかなか拾えませんが、そういったことで個人情報も、まず、非開示するという事、そして、不利益の取り扱いの禁止というようなことも定めております。

これに違反した場合には、それ相応の程度によって、懲戒処分が科されるというふうになっております。

それで、コンプライアンス委員会の報告が来ます。

これに関しては、受け取る側が、法人側の人間だと、全く意味がありませんので、顧問契約のない弁護士、一応、法令遵守ということでもありますので、法の番人と言われる、役割も果たしている弁護士の先生に、コンプライアンス委員会の委員になっていただいております。

その後、そのコンプライアンス委員会の権限で調査が開始されます。

そして、そのときには、役員の調査協力義務、これも違反する場合、あるいは、非協力的な場合というのは、懲戒処分の対象になるということです。

職員等、通報した以外の職員の調査協力義務、あるいは、積極的に審査を受ける義務というのを定めておまして、その結果次第で、コンプライアンス委員会、あるいは、調査委員会自体が違法行為等、理事会に報告しながら、直接、停止を勧告するという権限を持って、懲戒処分を行えるというようなシステムづくりをしました。

平成24年度、10月からの運用です。まだ2年です。

この2年間に、何か、問題があったということになってしまうと、「反省してないのか」と言われるとは思いますが、一応、今のところ、こういったシステムを構築して、運用していますが、問題なく行っているというのが現状です。

一応、取り組みと申しますか、過去の反省も踏まえて、こういったシステムを構築して、今、運用しているというのが現状です。

法人としての、コンプライアンス遵守に向けての取り組みについては、以上です。

次に、保育の理念は、先ほどお話しさせていただきましたけれども、前回の顔合わせのときもそうなのですが、具体的に、保育園で「子供の利益」だとか、「子供の健康」だと言って、その言葉だけでは、なかなかしっくりこないと思われまますので、スライドを用意しましたので、その辺を見ていただきたいと思います。

説明を加えますのでよろしくお願ひします。

(法人) それでは、天王保育園の取り組みについて、このスライドをご覧くださいながら、ご説明させていただきたいと思います。

こちらは、年長児がお泊まり保育で、天王グループの一つであります高齢者施設に、お泊まり保育で行かせていただいております。

今、写真にあるのは、プールのところに鮎を放しまして、鮎つかみ、素手でつかんでおります。

その後、子どもたちが、自分でつかみ取った鮎をすぐに焼いて、そのまま食べてということで経験してもらっています。

これは、夜になりましてキャンプファイヤーをしております。

これは、2日目に子どもたちが、スイカ割りを楽しんでいる様子です。

こちらは、納涼大会、夕涼み会になるのですけれども、今、写真に写っているのが、3・4・5歳児になります。

手づくりのおみこしを担いで、地域を回って、「納涼大会があります。どうぞお越しください」ということで、子どもたちが、近所を練り歩いた後、当日、はっぴに着がえて、子どもたちが、みこしを担いで、園庭に入場して、歌であったり、踊りであったりというのを、まず、保護者の皆さま方に見ていただいている様子がこれです。

こちら太鼓をつけている年長児、5歳児ですけれども、音楽指導を4歳児から専任の先生に来ていただいておりますが、太鼓演奏ができるのは、5歳児年長だけとなっておりまして、年長児だからこそできるということで、納涼のときに、初めて太鼓が披露できるということで、子どもたちが披露しています。

これは、その後、浴衣に着がえて、みんなで園庭で盆踊りをするということです。

会場の様子が、こんな様子で、このちょうちんも年長児のお名前を入れて、これは保護者会と、それから年長児個人の負担も折半でということではさせてもらっているのですけれども、代々、ずっと残してもらって、園のほうで飾って、卒園児も納涼に訪ねてきてくれたときには、「自分の名前があった、あった」ということで、見て探してくれています。

こちらは、運動会です。年長児の組体操の写真です。

こちら組体操です。なかなか保育園の中で、この子どもの3段タワーに取り組んでいるところも少ないのですけれども、こちらの体育指導も、3歳児から体育指導は専任でここにいるK先生が指導しているのですけれども、うちの特色でもあります、体づくりということで取り組んだ年長の集大成が、この組体操にもあらわれているかなというふうには考えております。

先ほどの納涼でも太鼓の披露がありましたが、これは、年長児がパレードといいまして、隊形移動とか、マスゲームとかも行っております。

運動会の中でも、一番の花形種目ということでは、保護者の方からも喜んでいただいております。

これは、4歳児、5歳児がともに、パラバルーンをやっております。

これは、3・4・5歳児の玉入れの風景です。

こちらは、作品の広場ということで、ちょっと、写真が三、四年前のものなのですが、毎年、テーマを決めて、この年は、虹色ということで、色をテーマにしていたので、各クラスによってやりたい色ということで、子どもたちと相談して取り組んで、今、写っているところが、天王保育園でのホールという部分で、こちらの遊戯室にあたる部分ですけれども、そちらで一斉に飾りつけをしまして、見ていただいております。

これは、0歳児からずっと、作品の広場に関しては、製作していません。

こちらは、生活発表会ということで、今、写っているのは、幼稚園の遊戯室です。

体育館ぐらい広いところなのですが、遊戯室をお借りして、3・4・5歳児は、そちらで演技発表をしております。

幼稚園は、天王保育園の隣にありますので、そういった形で、大きな行事のときに使わせていただいております。

これは、劇の発表をしています。

結構、年長児とかは、長いせりふも自分たちで、なかなか最初はこういう大きな舞台に立って言えなくても、やっぱり年長児という自覚と、それから大勢の人の前で言うんだということの責任感も併せ持って、長ぜりふも頑張って言えるようになっていきます。

衣装等も着ていきますけれども、保護者の方に手づくりしていただくという衣装は、ほとんどなくて、子どもたちが、自分で作ったり、担任が工夫して作ったりということで、できるだけ、ご負担はない形でさせてもらっています。

これは、合奏になります。

今、音楽指導専任コーチに、先ほども言いましたが、4歳、5歳児は、指導を受けておりますので、打楽器も交えて鍵盤楽器と、それから打楽器も交えての合奏風景です。



これは、年長児対象なのですけれども、お別れ遠足ということで、六甲山スキー場に毎年、行っております。

子どもたちが、本当に、1年間というか、0歳児クラスから、ずっと共に過ごしてきたお友達との思い出づくりということで行っています。

これは、餅つき大会です。

お餅を食べるということは、すごく保育園の中でも、子どもの誤嚥とかにつながりますので、すごく議論をしたのですけれども、やっぱり、こういった伝承行事は、無くしたくないということで、全員参加するのですけれども、年長児の保護者の方にも来ていただいて、一緒にお餅もついていただいて、会食していただいています。

年長児のみ、お餅は食べています。

他の子どもたちは、お餅に替わるものを、お餅つきは、実際に周りを見て、蒸すお米の状態から見てという経験はしているのですけれども、食べてはいないです。

これは、サッカー大会でして、私立保育園連盟で開催されているものなのですけれども、男の子も、女の子も、本当に、1つのボールを蹴ってというか、他園の子どもたちとの試合になるのです。

公立の保育所では、ドッジボール大会とかがあるというのを伺ったのですけれども、それと同じような形でサッカー大会というのをしています。もう本当に、勝っても負けても、どっちも涙、涙なのですけれども、これは、保護者の方にも、一緒に参加していただいて、応援をたくさんいただいて、一緒に熱くなれる1つの行事でもあります。

以上です。少し、天王保育園での行事をご紹介させていただきました。ありがとうございます。

(市) ご説明ありがとうございました。

ただ今、天王福祉会から保育理念、それからコンプライアンス遵守について、ご説明がございました。

この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) それでは、一旦、先に進めさせていただきます。

次、案件「(5) その他」ということになります。

その他では、市から合同保育の実施についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

( 市 ) それでは、合同保育（平成27年1月から3月の実施について）という資料をご覧ください。

まず、「1 実施基準」につきましては、これまでご説明させていただきました民営化基本方針及びその実施要領において、市が定める実施基準、もしくは、それ以上の実施基準、どちらかを法人に選択していただくこととしており、その内容を記載しております。

次に、「2 移管先法人（天王福社会）からの提案の内容」につきましては、法人から応募をいただいた際に、その応募資料の合同保育の実施において、ご提案いただいた内容を記載しております。

裏面になります。「3 合同保育の実施について」でございますけれども、天王福社会からの提案内容を踏まえまして、27年1月から実施していただく合同保育の実施基準を記載しております。

その結果でございますけれども、合同保育の実施にあたりましては、原則、市が示す実施基準どおり合同保育を実施していただくこととしております。

ただし、天王福社会からご提案いただいた内容には、必要に応じて柔軟に対応するという記述がございましたので、できる限り合同保育の充実に努めることとしております。

その充実の内容でございますが、できる限り、1月、2月の基準を上回るように、保育士の派遣日数を少しでも増やしていただくとともに、その人数についても増員に努めることとしております。

また、市の実施基準には定めておりませんが、栄養士についても、合同保育期間中に献立やアレルギー対応の実態について、保育幼稚園課の栄養士等から引き継ぐ期間を設けて、適切な対応に努めることとしております。

なお、3月は、既に、週6日、派遣をしていただくということとしておりますので、実施基準については、それ以上の充実ということではできませんので、よろしく願いいたします。

ただし、合同保育の充実内容につきましては、既存施設の行事等があれば、当該月について、市が示す実施基準を下回らない範囲で派遣できない日、または、保育士数を設定できることとしておりますので、週によっては、基準どおりということもございますけれども、ご理解いただけますよう、よろしく願いいたします。

また、土曜日につきましては、3.5時間と定めておりますことから、午前、午後に分けての合同保育を実施ということも考えられますので、よろしく願いいたします。

次に、「(2) 派遣保育士」でございます。

原則、移管先法人から派遣された保育士について、各歳児の担任として配置していただくようお願いしております。

また、保育士の自己都合による退職なども考えられるため、派遣していただく保育士については、何人かのローテーションを可能とし、保育内容の継続性に配慮することとしています。

次に、「(3) 個人懇談の実施」につきましては、3月の合同保育期間中に、保護者から個人懇談の実施の希望がありましたら、当該保育所と調整の上、実施することとしております。

これにつきましては、また、2月中ぐらいには、保護者の皆さまの希望を踏まえて、調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、「(4) その他」でございますけれども、合同保育の実施中に考えられる事項といたしまして、保育士等の体調不良などにより、急遽、派遣できないことがある旨、また、そのような場合について、事前に把握できる場合については、できる限り、代替りの保育士等を派遣していただくこととしております。

なお、どの保育士が合同保育に入っているか分かるように、候補者の園長先生を含め、基本となる保育士、また、ローテーションにより、合同保育に入っている保育士の写真を玄関のところに掲示をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

もし、法人から、もう少し、具体的な合同保育における充実内容を補足していただくことができるのであれば、お願いしたいと思いますが、市からの説明としては、以上でございます。

(法 人) 看護師に関してですが、1月から週3、4日は、ちょっと厳しいと思うのですが、週1回程度で基準にはないのですが、看護師も派遣させていただきたいなというふうには考えております。

( 市 ) ありがとうございます。

( 市 ) ただ今、合同保育の説明をさせていただきました。

この件につきまして、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

( 市 ) それでは、これまでの案件でも結構ですし、全くこの案件から離れても結構でございます。

何か、市や法人に、ご質問等ございましたら、この機会に承りたい

というふうに思いますが、いかがでしょうか。

(保護者) 前回、説明会をしたときに、朝と夕方に入っているパートの先生とかにもお声掛け等みたいな、そういった話があって、その後、何か、一度、集まる機会を持ちますっていうお話をしておられたと思うのですが、何ていうのかな、やりたいとやりたくない、そんなことを聞いている訳じゃなくて、そのお話をされたときに、先生方のリアクションとしては、どんな感じだったのかなと思うのですが。

(法人) 何人か、朝の先生と夕方の先生は、残りたいということで意思表示を聞いていますので、11月中には、多分、決定できるというふうには考えております。

今のところ5名の先生方から、一応、連絡いただいています。

(市) 市からは、一応、10月末ぐらいを目処に、法人にご連絡をしてくださいというような周知文を、休憩室に張らせていただいて、そういう周知をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

最終的に確定するまでは、もう少し時間が掛かるかなと思いますので、よろしくお願ひします。

(保護者) 分かりました。

実際、何人かの方は残ってくださりそうだということなのですね。

(法人) そうですね、連絡を受けていますので、そのような意思表示は、一応、受けています。

(市) 例えば、保育士の採用についてなのですけども、面接のみでお願いしますということで社会福祉法人にご了承いただいておりますので、そこは、最終面接をしていただいてからの採用という形になると思います。

ただ、法人の方で、最終決定はしていただきますので、全ての方が採用されるかということ、もしかしたら、不採用ということがあるかも知れませんので、よろしくお願ひします。

(市) その他に、何か、ございますでしょうか。

(保護者) 保育所が、4月から民営化になるということは、子どもたちに対して、保育所から、何か、説明とかはされるのですか。

(市) 下穂積と鮎川でもそうだったのですが、新しい先生に引き継ぎますというような、例えば、乳児だったら、哺乳瓶をこの先生に引き継ぎますよというふうな形の引き継ぎ式みたいなのを、保育士の先生同士で子どもたちの前でさせていただくことになります。

(市) 先ほど、お話がありましたように、まず、年が明けて1月から合

同保育が始まりますので、そのときに来られる法人の保育士たちを、まず、子どもたちをホールに集めて、紹介させていただきました。

「みんなとまた新しく一緒に遊んでくれる先生だからね」ということで、合同保育が始まる時点では、余り深い話はしてないのです。

それで、「先生たちが来て一緒に遊んでくれるよ」ということで、1月、2月、3月を過ごしてきまして、3月の最後、例年、中津でも、年度が替わるときに、お別れ会みたいな形があると思うのですが、下穂積も最後、お別れ会をしたときに、法人の新しい先生方に来ていただいて、「来年はこの先生たちと一緒に遊ぶんだよ」ということを含めて、子どもたちに、来年4月からは、この先生たちが、また、異動が決まったときに、異動する先生たちとお別れをするのに、「この先生はどこの保育所に行くんだよ」とかっていう、異動する先生とお別れがあるのですけれども、それと重ねたような形で、新しい職員となられる先生方をお願いしますということで、子どもたちの前で発表させてもらいました。

そのときには、もう既に、担任のクラス、どのクラスを持つのか、それぞれの新しい先生方が決まっていたので、「来年の0歳のクラスの先生は、この先生たちが来てくれるよ」、「1歳の先生は、この人たちだよ」というような形で紹介をさせていただきました。

(市) 市からは、3月ぐらいになるのですが、人事異動があるのですが、こういう異動になりましたっていうのを張っていると思うのです。

それと併せて、法人の担任が、保育士は、この先生になりますというような、そういうのも一緒に、併せてさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(保護者) あと、保育所の名前も変わるじゃないですか。

それも子どもたちに対する説明というのは、保育所からするのですか。

(市) 下穂積の場合では、お別れ会のときに、理事長先生にも来ていただきまして、4月から「下穂積キッズ」ということで、新しい先生と名前も変わって新しい保育園になるよということをご紹介いただきました。

(市) その他は、いかがでしょうか。

(市) 本当に、何でも結構です。

多分、こういう場での発言は、すごい緊張されると思うのですが、本当に何でも結構ですので、せっかくの機会ですので、よければお願

いしたいなと思うのですが、どうですか。大丈夫でしょうか。

(保護者) 遅れて来て申し訳ないのですが、具体的な保育内容とか、それから1日の流れとかっていうことについて、公立と私立って、ちょっと違うと思うのですが、そういうことについての話し合いとか要望とかっていうのは、どのタイミングで、すみません、ちょっと、前日も仕事で来られなかったので、そういう話は、いつさせてもらったらいいのですか。

(市) 保護者の方からの要望ということですか。

(保護者) そうですね、個人的にも。

(市) 保育内容というのは、基本的に、公立が、今、実施している保育内容がありますので、そこは継続をしていただくということをお願いしています。

来年の1月から3月まで、まず、合同保育ということで、法人の保育士が来られて、今、公立で運営している、この状態の中で、それを引き継いでいきます。

その後、4月からなのですが、引き継ぎ保育士というのが残りまして、法人の運営が、4月から始まるのですけれども、そこに保育士が、こちらの方に来させていただいて、その内容を的確に引き継いでいくというのがあります。

その中で引き継いでいくというのがありますので、いきなり4月に変わったから、法人の保育がスタートするということではないです。

もし、何か、保育内容を変更する場合、例えば、保護者の皆さまが「こういう保育をしていただきたい」というような、例えば、要望があったりします。

提案が保護者の皆さまの総意として、ある程度、意見がまとまったということでありましたら、それを法人は原則、継続していただくというのと、常に言っているのですが、それを、また、三者協議会にかけさせていただいて、三者協議会での協議の内容が決定事項になりますので、そこで協議をさせていただいて、変更するところは、変更していくというふうな形になります。

(保護者) カラーは、やっぱり、どうしても違ってくると思うので、合同保育は、多分、きっと急に変わるということは、色んな意味で、やっぱり、リスクもあるので、子どもが、一番、不安がると思うので、合同保育で慣らしていくという意味だと思うのですが、それで、段々、それに慣れてきたら、今度は、やっぱり、法人なりの強みの

部分というのを、多分、出してこられるように、多分、少しずつ変えていかれると思うのです。

そういうふうになったときに、もう大分、落ちついてから、そこで初めて入園しましたっていう子どもにとっては、それが普通だし、親御さんにとっても、それが普通なので「あ、こういうもんか」と思うのですが、そこを、例えば、ビフォーアフターじゃないですけど、前と後を知っている親からしてみたら、子どもからしてみたら、「あれ」っていうふうに思うところが、どうしても出てきたりとかするのですよね。

私も、両方、体験しているので、私立と公立ですけど、朝の時間、例えば、引き渡しの方法であるとか、タイミングであるとか、それから場所であるとか、それから誰に引き渡すのだとか、そういう事細かいところから、もう違っていたので、朝、例えば、私立なので制服がありますと。

そうすると、家から5分の距離でも、制服を着て登園しないといけないですとか、来たら、すぐ園内着に着がえさせてくださいと、スモックだったりとか、体操着だったりとか、そこを着がえさせるというところまでやって、そこで引き渡しをして、それからやっと仕事に行けるので、やっぱり、そこで、こちらも「あれ」っていうふうに思った部分があって、そこで大分、私も時間的に読んでいかないといけないというのがあったので、だから、合同保育をされたら、そんなに急には、そういうことはなくなると思うのですが、いずれ、そういう感じにされていくのであれば、できるだけ早い段階で言っていただいたほうがいいと思うので、すごい細かいことなのですが、時間とお金がやっぱり違ってきますよ、今までとはっていうところは、皆さんきっと気にされるころではあると思うので、そういう話ができるようなときがもしあるのであれば、それは、恐らく、もう4月になるまでに、お話を多分されていたほうがいいのではないかなと。

( 市 ) ありがとうございます。

(法 人) この三者協議会の設置及び運営に関する基準にもありましたように、5年間は、一応、もう変えないつもりでいるのですがけれども、当然、前回も言ったのですが、保護者の皆さま方から、声が上がってといった場合は、もう全部、案件として三者協議会で全部決めてから取り入れたいと、あるいは、ここに書いていますけれども、できるだけ費用負担というのは、無いような方向では行きたいのですが、当然、発生する場合っていうのが、この経済的なこと

ですので、事前に、しっかりと情報提供した上で、十分に説明した上でというふうに考えております。

ただ、5年間、引き継ぐということで、基本的には、天王福祉会で、三十何年間やってきたとはいえ、押しつけるつもりは、全くありませんので、やっぱり基本的には、子どものことを考えれば、今の体制でいこうというふうに考えています。

そういったことで、今のお話にもありましたような、そういう細かいことも含めまして、この三者協議会を出していただければ、どんどんお話ししていきたいと、それに対して、答えていきたいなというように思っておりますので、よろしく願います。

(保護者) あと、保護者会からなのですけど、一応、土曜日とか、参加できない方がいらっしゃると思うんですけど、もし、何か、聞きたいことがあれば、民営化のポストの方に、何か、ご意見いただければ、こちらの方でも確認させていただきますので、随時、そちらの方も活用してください。

(市) 三者協議会の基準の4ページ「8 その他」の留意事項の2段落目なのですけど、協定期間後の変化を考慮して、できる限り、今後発生するであろう、児童に提供するサービスの費用負担ということについては、三者協議の設置当初から例示をしていただいて、保護者に、十分に説明をしていただくということにはしておりますので、5年間、基本は、継続していただくとしておりますけど、5年後には、もしかしたら、こういう導入があるかも知れないというところも、しっかりと説明をさせていただきながら、例示をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

(保護者) 民営化されて、保育所そのものの名称が変わるのは、よくあるのですが、今も提示していただいたのですが、クラス、それぞれのクラスについては、どうお考えかということについて願います。

(法人) そこまで深く、まだ、体制づくり中での話し合いというのは、持っていないのですけれども、やっぱり、子どもたちのことが、最優先ですので、今のところクラス名を変えてという考えはないです。

(保護者) 一応、補足説明をさせていただくと、夢組から太陽までで、1つの意味を持つての、多分、運動会のときに、ご存じだと思います。

なので、大体、皆さん、毎年、卒業アルバムをつくるときに、最後に、その詩集を載せて子どもたちに渡しているのです。

それは、年長組のアルバム委員というのが、保護者で選定されて、



作っていくのですけれども、大体、最終ページに、その詩集を載せて皆さんに1冊ずつお渡しするというのを通年やっているのも、もし、そのクラスを変えなくてもいいというお考えがあるのだったら、その方が、きっと子どもたちにとったら、うれしいのではないかな、特に、今いる子どもたちにとったら、うれしいのではないかなと思うので、よろしく願いいたします。

(法 人) 分かりました。

( 市 ) 保護者の方が、今の名称を、そのまま使用していただきたいという思いがあるのですね。

(法 人) 一連のつながった話になっていますので、非常にいいと思います。

(保護者) どちらかというとその方が。

(法 人) それは、運動会で、その話を聞いて、感動しました。

( 市 ) 他に、何か、ございますでしょうか。

(保護者) 合同保育の実施時間についてなのですが、午前9時から午後5時までとここに書いているのですが、個人的なあれで申し訳ないのですが、8時から6時半まで預けているので、迎えの時間に、先生に会える機会がないというのがありまして、場合によって、朝の時間が、今でしたら、週に2回ぐらいは、担任の先生にお会いできて、細かい日ごろの様子だとかをお話しいただけて、すごくありがたいので、もし、そういうことができるのであれば、週に1回だけでも、朝でも夕方でも。

(法 人) そうですね。

( 市 ) 合同保育の実施時間等のところで、ちょっと説明を飛ばしてしまっているのですが、①のところで、一応、基本的には、9時から5時の7.25時間というふうな形で書かせていただいているのですが、状況によって、開所時間、閉所する時間までの7.25時間、閉所から遡って7.25時間、開所から7.25時間というところですが、門の開けるところから、門の閉めるところまでを、一度、しっかりと見ていただく必要がありますので、そこは対応させていただきたいと思います。

(法 人) 法人としましても、1月から3月までの合同保育で、保育園から先生が来て、その受け持っているクラスの子どもの保護者に、一度も顔を合わせたことがないというようなことは、絶対、避けますし、当然のことなのですが、それは、もう必ず、皆さん適宜、時間を合わせて、面談といいますか、顔を合わせてもらって、実際、保護者の方にも評価いただくというか、見ていただくという形には、必

ずさせていただきますので、それは、ちょっと安心していただいでいいかなと思います。

(市) 下穂積でもそうなのですが、まず、1月から合同保育が始まりまして、初めは、やっぱり新しい保育所に来て、新しい子どもたちと接するということでは、まず、ちょっと固定で、大体、この9時から5時で、まず、1か月ぐらいは、子どもたちに慣れたり、この施設にも慣れたりというところでは、その後、中津でも早出、今、言いましたように、朝一番、早くから7時から8時までということでは、早出の職員、それから、ラストの職員があるのですけども、その変則勤務の方も、下穂積のときに、下穂積の職員と一緒に、2人で組んで、早出の仕事を経験して、朝は、こういうふうな仕事をして子どもたちを受け入れます。

こういう形で進めていきますよということを経験してもらうことと、あとは、ラストの仕事で、遅く出勤してきて、最後まで残っていただいて、最後の子どもが帰られるまでを見守ってもらって、大体、こういう雰囲気ですよとか、こういう仕事がありますよってことも、一通りは、合同保育に来ていただく先生全員に、経験していただきました。

また、3月になってきますと、合同保育で来られる先生以外にも、やはり順次、採用が決まった先生方も、もし、都合が付くようでしたら、こちらの方に来ていただいて、4月が始まる以前に、ちょっとずつでも、子どもたちと顔を合わせたり、保護者の方と顔を合わせて慣れる機会ということも作っていただいでいました。

(市) よろしいでしょうか。

(保護者) はい、ありがとうございます。

(市) 他には。

(保護者) 少し細かいことになるのですが、天王保育園の先生方の服装といえますか、日中の服装というのは、中津では、今、先生方は同じ服を着てらっしゃるのですが、そういう規定の服装ってというのは、ありますか。

ここが民営化された場合、先生方は、どういう服装なのかなと、保護者の方か、先生か、分からないってことがあると思いますので。

(法人) そうですね、普段は、お揃いのジャージっていうのもあるのです。

それは、行事のときとか、園外保育に出かけるとか、この先生なのだよということが、子どもたちからも、よく分かるように、揃いのジャージを着ているのですけれども、普段は、もう統一されていないジ

ジャージ姿であります。

あと、乳児クラスは、子どもたちの感染予防という意味でも、エプロンを付けておりますし、あと、職員も、必ず名札を付けて、身分が分かるようにということでは、対応させていただいております。

(保護者) 今、中津保育所は、玄関先に、各クラスの先生の写真と名前と、ジャージを着ていても、なかなか名前まで読み取れないということとかがあるので、できたら天王福社会も、次年度以降、玄関に、そうやって、各クラスの先生と、お名前入りで提示しといただけると、保護者は分かりやすいかなと思うので、していただければと思います。

(法人) 分かりました。

私たちも、一日も早く覚えていただきたいので、そのようにしていきたいと思います。

(法人) 現在も、天王保育園でもやっていますので、そういうふうにさせていただきます。

(保護者) そうですか。

(法人) やっぱり、担任が変わっていきますので、クラス、全職員、張り出ししています。

(保護者) そうしていただけると。

(法人) はい。

(保護者) 今の話の続きですけど、今の中津では、先生が同じ色のシャツを着ているので、もう、その色の人を見たら先生という感じで、みんな分かるのですが、親も先生って、名前は、例えば、後ろ姿でも先生だっていうのは、すぐ分かるのですが、やっぱり、それが色んな白だったり、ブルーだったり、ピンクだったり、色んな格好をされていると、中には親御さんと間違えたりとか、やっぱりできれば、本当は、慣れるまでは、そういう一律、特に、今は、こうやって切り替わりの時期だけでも、子どもからしてみたら、なかなか覚えられない。

多分、自分のクラスの先生も覚えるのが、ちょっとあれかも知れないので、そういう意味では、ちょっと切りかえの時期だけでも、やっぱり、そういうふうに、例えばですけど、先生全員が白を着るとか、何か、そういう感じに、もししてもらえるのであれば。

(法人) 制服といいますか、そういう職員の保育所の先生の、その統一ですね、それは、ちょっと前向きに検討したいと思います。

それは、決して難しい話でもありませんので、できると思います。

ちょっと検討させていただいて。

(保護者) 決して、支給品のものだけじゃなくてもいいと思うのです。  
全体的に白とか、全員、白とかにしてもらったら。

(法 人) そうですね。

(保護者) それこそ、経費負担とか、発生させるつもりはないので、大体、統一した形でしてもらえれば。

(法 人) それだったら、容易でいけるとは思います。

(市) その他に、いかがでしょうか。

(保護者) 4月から、うちは、もう、あと1年なのですけど、何か、さっき、音楽の専門の先生とか、体育の専門の先生方も来て、そういうことをやられる予定とかあってあるのですか。

(法 人) 今日、ちょっと、天王保育園のご紹介をさせていただいたので、「あんなことを押しつけられるのではないかな」って思われたのではないかなと思うのですけれども、決して、そういう訳ではなくて、天王保育園自体を、まだ、よくご理解いただけてないかなと思ったので、今の取り組みをご紹介させてもらったのですけれども、こちらで、私たちが、今やっている取り組みを、すぐに「年長になったから、はい、太鼓をやろうね」とかということで、取り入れるつもりではないです。

ただ、先ほどから何度もありますけれども、保護者の方が、せっかく天王でそういったことをやってきたのだったら、中津でも、そういった取り組みを、将来的には、入れていったらどうなのだろうという声が、皆さん方の方からあるようでしたら、また、それは、十分に考えられるかなというふうには思っています。

ただ、4月から、すぐに音楽の先生が来てとか、体育の先生が来てということではないです。

(保護者) お泊り保育とかも、今、何か。

(法 人) 保護者会の方で、お泊まり保育はされているのですよね。

(保護者) 何年か前まではあったのですけど、ここで泊まれないというので、無くなっているのです。今は、デイキャンプみたいなのをしているのですけど、その辺も、もし、可能なのだったら、ちょっとお話し合いとかで。

(法 人) もちろん、三者協議会等を出していただいて、是非、やってくれというのであれば、基本的に、お泊まり保育する場所の確保は、まずできますので、色んな事業をしていますので、そういったところで、茨木の泉原というところで、先ほど、写真でお見せしたように、

鮎をつかんだりだとか、キャンプファイヤーをやったりだとかいうのは、今年もやっていますし、中津の保護者の方から声が上がれば、それもずっと天王保育園として、三十何年間やってきたことですから、導入は簡単だと思います。

それで、その導入になったときは、当然、安全に行えるというふうには思っております。

( 市 ) 　少しだけ補足をさせていただきたいと思います。

実は、そういう充実の内容とかを協議の案件としないでおきましょうという、今の民営化している保育園があります。

それは何故かと言うと、保護者の方から、やっぱり色々な意見がでってくるのです。

「充実してもいいよ」っていう保護者の方もいらっしゃる、いや、やっぱり継続してほしいという保護者の方もいらっしゃるのです。

それが、逆に、要望というふうな形でなってしまうと、保護者同士の意見のぶつかり合いになってきて、今度は、保護者同士の方がギクシャクしてしまう恐れが出てくるのです。

だから、そこは、少し慎重に、まず、継続性というところを重視していただいて、少し、保護者の方でも、ほとんどの方がそういうご意見だと、保護者会の総意として、そういうご意見だということになれば、そういうことも実施は可能かなというふうには思うのですけれども、そういう意味で三者協議会の設置基準に、少数の児童の方が、保育内容の継続ができないというふうになることは、少し考慮、ご留意、注意していただきたいというような意味で、三者の基準に記載しておりますので、その辺は、また少し、ご理解をいただけたらなというふうには思いますので、よろしくお願いします。

(保護者)　今、おっしゃってたことにつながるのですが、充実っていうことと、実際に、どうしても費用負担という部分というのは、切り離せない部分があると思うのですけれども、例えば、英語の先生がいらっしゃる、音楽の先生がいらっしゃるという環境が変わることで、費用が全くかからないものと、かかるものというのがあると思うのですが、変更することにおいて、保護者会が、みんなで希望したら変えられるという部分でも、「じゃあ、保護者の同意があったので、ここを変えましょうか。でも幾らかかりますよ」というのが、後から出てくるということがあると思うのです。

なので、こういうことは変えられますけど、これは、幾ら、実際は掛かります。

今までは、こういうのが実際に掛かっています。

こういうことは、変えることも、今後できるけれども、これは掛かりませんか、そういうのが事前に分かれば、ツアーのオプションじゃないですけど、幾らでできるもの、変えないとできないもの、そういうのが事前に、それこそリストでもあれば、一番いいですけど、分かりやすければ分かりやすいほど、保護者が希望を出すにしても、丸できるぐらいに分かりやすく、選んでできるぐらいに分かりやすければ、すごいありがたいなと思います。

(法 人) もちろん、そういう情報提供っていうのは、必ず、事前にやるっていうのは大前提で、後出しの、そういう話は、絶対ないということは、先ほどからも話が出ていますので、そういう方向で。

(保護者) いつ頃から分かるのだろうかっていうのも気になっているのです。

(法 人) その費用に関してなのですけど、今、ちょっと違ったらごめんなさい。

分からないですけど、一応、うちの特別なカリキュラムの中で、スイミング指導のみだけ、保護者の方に2,100円、徴収させてもらっているのです。

あとの英会話指導であったり、音楽指導、体育指導っていうのに関しては、別途、保護者の方からの徴収はしてない。

現在のところ、一切、徴収はしていませんので、保育の中に入っているということになっていますので、料金の発生は、そのプール指導だけになっております。

(保護者) じゃあ、料金を変えずに、ここは変えられますよという部分は。

(法 人) 今、言いました英会話とか、音楽、体育です。

(保護者) それを目で見て分かる形にさせていただいたら。

(市) 法人のパンフレットは、所長、何部か、ありますか。

(市) はい、あります。

(市) もし、ご希望されるのでしたら、言っていただいたら、お渡しさせていただきます。それか、一覧の方がいいですかね。

(保護者) みんな家でも見られるぐらいの物の方が、あと、今との比較もできやすい方がいいかなと思うのですが、新しく入園するっていうのは、ちょっと違うので。

(法 人) そうしましたら、主な内容という形で。

(法 人) いわゆる指導というか、カリキュラムというか、そういったことを羅列しまして、そこで無料であるものという形で書けばいいですよ。次回までに用意させていただくことという形で。

(保護者) それで、例えばなのですけど、前日も、ちょっと、私も提案させてもらったんですけど、恐らく、こういったのはしてみたいとか、そういうのは、親としては色々あると思うのです。

それで、今、おっしゃってくださったように、それに対して、料金が幾ら掛かるのかというのが分からないので、言っていただいたように、そうやってリストを作っていたいただくのは、作っていただきたいんですけど、やっぱり、今後、一応、基本的には、継続、前やっていた保育を継続するじゃないですか。

もし、いらっしゃっていない保護者の方にも分かりやすいように、例えば、今後、もし天王さんでやっている、こういった取り組みを仮にしていくとしたら、これだったらしてもいいと思うものに、例えば、「該当するものに丸をしてください」とか、そういったアンケート形式とかで、全戸配布してもらえると、きっと皆さん見てくれるのではないかなというふうに思うんですけど、多分リストだけ書いたところで、「じゃあ、いつ始めるの」とか、そういったことになると思うので。

(法 人) そのアンケートを、もし、仮に用意したとして、それは、保護者会でまとめて、それで、保護者会の意見と総意として、ABCのうち、Bをやっていただけないかということでご提案いただくことになるのですか。

(保護者) それも、後から言えるかなと思うので。

(法 人) 法人からした方がいいですか、保護者会を出してもらった方がいいかなとは思いますが。

(保護者) 保護者会の方でまとめるので、できたらリストを、その丸ができるような形式みたいなのを。

(法 人) そうですね、リストですね。分かりました。  
それはできます、次回までに。

(保護者) そこまで急がなくても、いいのかも知れないですけど。

( 市 ) まずは、継続して、安定させる。そんなに焦らずに。

(法 人) そうですね。

(法 人) そういったことをお願いすることによって、やっぱり、こうやって押しつけてきているのではないのっていうのを、お考えになられるとちょっと。

(保護者) なので、多分、今すぐにといいよりは、逆に、もうちょっと、合同保育とかもしてきてからとかでもいいと思うのです。

だから、今後、こういったことをしていくというふうに、お互い寄

り沿いながら、進めた方がいいと思うので、来月とかというよりは、逆に、もうちょっと後から、落ちついてから、三者協議会も、何回かして、お互いに分かり合えるようになってきてから、そういったことをした方がいいのかなというふうには思います。

(法 人) 合同保育の中で、次年度の年間行事についても、色々と教わって、こういった部分ではということで、今年の反省であったりとか、今後の展開についてもお伺いしながら、決して、天王のカラーをとということではないので、その中で。

(保護者) その中で、そちらの方が、これだったら取り入れても、子どもたちに負担なくできるのではないかなというのを思われるのであれば、そういったのをリストにして、例えば、料金が掛かるなら、料金が掛かるで、括弧で入れてもらって、それをアンケート様式にしといてもらえると、最終的に、そのときには、保護者会で取りまとめますので、「この辺だったらしてみたいなと思っておられます」とかっていうふうな、総意で言えると思うので、まあ、3月、春ぐらいを目安に。

(法 人) そうなのは、先ほど出た、お泊まり保育とか、そういうことに関しても全部そうですね。

(保護者) そうですね。

(法 人) はい、分かりました。

(保護者) 継続が基本ということなので、アンケートとって、何も取り入れないっていう結果も可能性としてはあるので。

(法 人) はい、そうですね、分かりました。

(市) あと、4月、5月、6月っていうのが、すごく、やっぱり公立で運営していても、新しい子どもたちが入ってきて、その時期は、どうしても混乱する時期なのです。

やっぱり、そこは、少し混乱するので、しっかりと継続していただくということが、まず、必要だというふうに思います。

ある程度、半年ぐらいして、来年度の実施に向けて、少し協議しましょうということになれば、そういうことも必要になってくるかなというふうに思います。

(保護者) だから、アンケートのタイミングは、もっともっと後で、今、本当に、1か月とか、2か月の話じゃなくていいと思うので、今後、してもらえたらということで。

(市) その辺は、保護者の方とも、法人の方とも一緒に、市も合わせて密に連絡をとり合いながら、させていただきたいというふうに思い



ますので、よろしく申し上げます。

(保護者) 食事のことなのですけど、基本的、合同保育もあるので、そんなにガラッと変わることはないとは思いますが、給食のメニューであったりだとか、それから延長保育のときのおやつというか、おせんべいとかですけれど、そういう内容であるとか、あと、お誕生会のときに、今は、ケーキが出ていますけど、ケーキが、例えば、天王保育園に、もともと無いのであれば、じゃあ、例えば、何年間ぐらいいは無いとか、あるとか、そのような話だったりとか、費用は、どうするとか、色んな話も、もしかしたら今後、出てくるのかも知れないのですけど、基本的には、今いる子どもにしてみたら、前と、できるだけ変わらない同じ状態でというのでいきたいと思うので、だから細かいことなのですけど、お誕生会も同じような感じという方がいいと思いますし、ケーキも、もし、無いというのであれば、今はあった方がいいと思います。

本当に、もう本格的に、5年経ちました。

じゃあ、変えます、ここで初めて、天王保育園のカラーを出すのですというのであれば、それは、また、別の話なのですけど、やっぱり、そういう、ある程度、移行期間という意味の中では、やっぱり、できるだけ今の、給食もそうですけど、何か、急に豪華になったとかいうふうに、時々、やっぱり、子どもも、そういうふう感じたりとかも、私立の保育園の場合は、食事は、豪華やねというイメージがある、親御さんも結構いらっしゃって、そこに「やっぱり食育に力を入れているからです」とか、「やっぱり公立とは違ってお金の使い方が違います」とかいうふうに言われる保育園もあつたりもするので、だから、できるだけ、そういう毎日、子どもが口にするものなので、できるだけ、そういうところも同じような感じにしてもらっていた方がいいかなというふうには思います。

(法 人) 給食費は、まず、うち天王保育園の場合は保護者の方から 2,000 円、徴収していますので、まず、その金額から、全然、違いますので、同じものっていうのは、正直できないと思っていますので、今ある調理師に関しても、こちらにいて働いている人が、残ってもらえるように、話はさせてもらっていますので、基本的には、もう変わらないようにさせてもらうつもりです。

( 市 ) 今と同じものというのは、天王保育園と同じものを提供するということは、少し難しい。だから、ここをまず、継続していただくということですよ。

(保護者) じゃあ、急に豪華になったとか、それはない。

(法人) それはないです。

(市) 実は、天王福社会からもご提案いただいているのは、栄養士の引き継ぎというのは、基本的にないのですが、そこは、引き継ぎをさせていただくということにしています。

去年も、そういう献立表、公立の献立表もお渡しをさせていただいていますので、その辺は、しっかりと伝えていきたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

(保護者) 私立の保育園とかは、もう、自分で毎日のご飯は、自分でよそっているのですってところもあったりするのですね。

天王さんが、どうか分からないですけど、自分の食べる分だけを入れましょうっていうふうに、そういうような保育園とかもあったりとかもしたので、だから、そういう感じに、例えば、将来的にはなっていくのかなというふうに、細かいことですけど、そこに、いつもふりかけが置いてあって、ふりかけも好きなようにかけて食べているという子がいたので、だから、それもいいのか、悪いのか、ちょっとあれですけど、そういうようなことだったりとか、さっき言った、お誕生会のときに、いつもより豪華なメニューになるのですとか、それからケーキも、必ず立派なケーキがあるのですとかっていうようなことも、基本的には、今のスタイルで、こちらとしては、別に構わないので、そういうところもできれば、少なくとも、そういう移行期間のところは、そういうふうにしていただけたらいいかなというふうに思います。

延長保育も、何か、やっぱり「園の方針なので」と言って、出さない保育園もあったりだとか、やっぱり「アレルギーとか、色々あったら困りますから、うちは何も出しません」とかって、6時半過ぎても出しませんという保育園もあったりするので、それは、中津とか、公立に入れているときに、延長保育イコールおやつがあるのだということを入れて、何とか7時までというふうに思っているお母さんもたくさんおられるので、そういうところもできるだけ引き継いでいただければなというふうに思います。

(市) 運動会のときに、来ていただいて、見ていただいたのですが、実は、運動会のとき、公立は、基本的に、給食提供ですということもしっかりと、外の演技も見ていただきながら、中の保育というのもご案内をさせていただいて、見ていただいています。

それでも、保護者の方が、連れて帰られる、「要らないです」というのを、事前に、聞いてというところもしっかりと見ていただいて

いますので、その辺は、しっかりと引き継いでいきたいと思います。

(保護者) 保護者会なのですからけれども、来年度の保護者会は、存続ということで、前回、お話を聞いたのですけれども、予算の部分で、何か、変更があるのではないかなと、若干、思っているのですけれども、例えば、夕涼み会とかは、現状は、保護者会が主催として行っているのですけれども、前回、お聞きしたときは、天王保育園は、保育園側と保護者会側、共催でやっているということだったので、もし、今後、そういうふうなことになるのであれば、こちらの予算の方とかも、ちょっと相談させていただかないと、来年度、予算を組めないのではないかなと思っているのです、そこら辺、どういうふうに詰めさせてもらったらいいいのかなと思うのですが。

(法 人) 実際、その金額が、どれぐらい掛かっているかという、まだ、ちょっと分からないので、その辺の話。

(保護者) そうですね、こっちから、今までの、一応、予算とかをお渡しして。

(法 人) そうですね、見せていただいて。

(保護者) こういうのに費用が掛かっているというのを、提示させてもらった方がいいですか。

(法 人) そうですね、はい。

(保護者) 分かりました。

(法 人) 次年度の予算組みは、何月ぐらいにされていますか、もう来年の3月ぐらいまでには決定していますか。

(保護者) そこまでには、決定しています。

(法 人) 総会は。

(保護者) 総会は、4月なのですけど。

(法 人) 1月、2月には、予算組みという感じですかね。

(保護者) 多分、年度末までには、次回の役員も決定して、一応、流れるには、12月に入ると、役員希望を募るのです。

新役員を募って、1月末には、もう、その役員で、次年度、やってもらいますというのを決定しています。

それで、2月ぐらいになってくると、今度、保護者会の総会資料とかを作りますので、予算もできるだけ早い方がいいというのは、役員会としては思うのですけど、今、ちょっと私もそこまで頭が回ってなくて、会計していただいている方からの話だったので。

(法 人) そうですよ。

(保護者) 確かに、ちょっと、そのなるべく早い段階で、すり合わせさせて

もらった方が、会計の中に、布団乾燥代とか、その辺も入っていたり、だから、何に使われているというのは、把握してもらった上で、確かに、予算のことを組まないといけません。

(法人) そういったことの情報提供はできます。

(市) 済みません。基本的には、今の継続ですので、夕涼み会も、お泊まり保育もそうなのですが、保護者会主催という方が、まずは、いいかなというふうに思っています。

これまでの鮎川と下穂積でも、そういうお話もいただいていますけれども、まずは、1年間、継続していただき、しっかりと引き継いでいただくということに力を入れていただき、その後に、確かに、夕涼み会などでは、法人のノウハウもあって、もう少し、出し物ができるとか、そういうところもメリットとしてはあるのですが、まずは、継続していただくということもありますし、その夕涼み会を、じゃあ、今まで保護者会主催でやっていたけれども、それを法人と共催でやりましょうと、やっていただくのが、いいという保護者の皆さんの総意があるのであれば、そういうご提案をいただければ、ありがたいなというふうには思うのですが。

(保護者) 夕涼み会は、恐らく保護者会が主催になると思うのです。

1年間というか、初めのことなので、布団乾燥とか、その辺もあるので、そうやって業者さんが変わるのだった値段も変わるし、そうすると徴収額も変わってくるので、やっぱり、早急に、予算案を立てる際には、その辺のすり合わせをしておかないといけないのではないかなというふうには思ったのです。

(市) 例えば、保護者会から布団乾燥については、この業者さんに入ってもらいますのでというのを、そのまま引き継いでいただく形になります。

(保護者) 基本的には、そんなに変わらないというふうに思っていたらいいですね。

(市) そうです。原則はそういう形で。

ただ、前もご説明したのですが、公立も異動があつて、保育士が異動になって、次の来た保育士に保育内容とか、もちろん伝えますし、引き継ぎもするのですが、保育士が、それぞれ子どもたちに伝える内容など、保育士が変わりましたら、伝え方、方法などについては変わりますので、その辺は、少しご理解をいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

(保護者) この保護者会で、年間、どういうことをやっているかだとか、費

用の面とかも含めて、一度、お話をさせていただいた方がいいですよ  
ね。

(法 人) そうですね。

(法 人) 全て引き継ぐにしても、何を引き継ぐのかというのが、細部にわたって、ちょっと確認したいですので、特に、お金が絡むことですので、お願いしたいと思います。

(保護者) はい。ちょっと、こちらは早急にしたいと思います。

(保護者) 済みません。5年間のそういう、一応、移行期間というか、5年間、変えませんという形に一応なっていますけど、他の民営化されたところは、3年目ぐらいからとか、2年目ぐらいから、じわじわ実は変わってきていますというのも、色々と聞いたりとかもするのですが、そこは、もちろん保護者の総意があつてというのが、前提なので、その部分はいいのですが、一番、皆さんが気にするのは、お金の部分というのは、最初は変わらないと言っていたけど、3年目ぐらいになったら、私立なので、最後に、卒園のときに先生に何とか、先生にプレゼントみたいなそういうのがありますとか、そういうのをしましよつてなつて、そうすると、じゃあ1人当たり幾らですとかなつて、要するに、今までとは、ちょっと違った感じには、少しずつなつてくるのですよね。

あと1年とかつていうような感じのお子さんとか、2年とかだつたらば、「ちょっと」というふうにも思うこともあるでしょうし、例えば、それが、もう4年間とか、5年間、ここに新しくという形であれば、それは仕方がないなというふうに思われる親御さんが多いと思うのですが、そういった意味でも、お金を、例えば、最初1年間はとりあえずという形、だけど、そこからは、結局、一応、5年と書いてあるけど、でも、やっぱり色んなところを、もちろん良いところもあるので、色々やつた結果的に、色々と変わつちやつたよというような声もよく聞くので、3年たつたら、もう完全に変わったわというような話も、実際、他の民営化されたところでも聞いたりもするので、だから、特に、そういう、そうなるつとやっぱり最初の4、5年ぐらひは、やっぱり協議会というか、そういう保護者との話し合いも多くなつてくると思うのですが、できるだけ、そういうところに、例えば、どこまで市の方は、入つてこられるのか、「いや、もう移管したので、もうしません」という形になるのか、その辺も、結局、もう最終的には、保護者会と天王さんという形になつてしまうのか、「いや、ここぐらひのところまでは、市として入

りますよ」っていう感じになるのか、その辺はどういうふうに。

( 市 ) 今までの三者協議の継続の期間というか、5年間、基本、継続なのです。

「もう来なくていいです」って言われたところもあると認識しています。

大体、1年程度ぐらいで、三者協議というのは、案件があれば開催しましょうという形になることが多いのが現状です。

もちろん、1年過ぎてやったところもありますし、一旦、もう案件が、とりあえず収まったので、一旦、休止します。

それから保育園の建替がありましたので、もう一度、再開したというところもあります。

費用負担についても、原則、5年間は、変更しないということにして、1か所、新たな費用負担をいただいたというところがあるのですけれども、それは、何かというと、今、延長保育は7時までです。

それを8時までにする場合、これは、保護者の方のご負担で、そういうニーズもあって、8時までしています。

それで、利用される方だけの費用負担ということになりますが、ここは認めてあげてほしいなというのは、保護者会にもお願いをさせていただいているところです。

あと、市が、どこまで関与するかというお話なのですが、5年間、もちろん三者のいずれかが、手を挙げた場合は、三者協議会を開催することができますし、5年経過後も、実は、保育所の認可権限を、市がいただいているので、保育所の認可権限は、元々、大阪府の権限なのですけれども、市にその権限をいただいています。

今度からは、新しい新制度が実施されると、市が認可するという形になるのですけれども、そこの部分で、認可をいただくことになると、指導監査というのがセットになってついてきます。

その施設に立ち入るというのは、今も、行っていますので、その部分では、全く関与しないということではなくて、5年間の協定期間終了後も関与することになります。

基本的には、5年間の協定期間終了後は、三者協議会の開催もありませんし、もちろん、費用負担も、その時点から発生することもありますし、制服の導入もしようと思えばできることになります。

ただ、それまでに「この5年後には、制服導入ありますよ」、「費用負担がありますよ」というのを、事前に、十分に説明してくださいと

いうのは、お願いをしています。

5年過ぎたからといって、市が全く関与しないのではなくて、そういう形で、しっかりと保育内容でありますとか、そういうところについては、法人にもご協力をいただきながら、「こういうところはこう改善してください」という部分があったり、「今この保育園は、しっかりと運営されているので大丈夫ですよ」ということになってきて、そういう部分では、ずっと関与は続くという形になりますので、ご理解いただければと思います。

(保護者) 何か、最初は良かったのだけど、3年目ぐらいになったら、何か、じわじわと言われてきて、体操着を買う羽目になったとかいう話を聞いたりとか、最初、お金の掛かるのが、ちょっとあれなのでというふうに言って、最初の1年目は、とにかく全く一緒だったけど、2年目、3年目っていったら、「あれはどうですか、これはどうですか、あと3年使うのだから」とかって、色んな言い方をされて、結局、スモッグを買ったり、バックを買ったりとかっていうような、そういうのも聞いたりとかもしたので、例えば、そういう感じになるのであれば、いっそのこと、例えば、「5年間は、もう制服はないです」とか、例えばですけど、もう「バックは、何でもいいです」とか、何か、今、そういう形に、はっきり事前に、決めといてもらった方が、ある程度、皆さん覚悟はできると思うのですが、最初、変えないって言っていたけど、2年目になって、3年目になって、じわじわと、あれを変えましょう、これを買わないといけないみたいな雰囲気になってきたみたいな感じが、一番、きっとみんな、モヤモヤとする部分だと思うので、そういったところも、事前に、決めることができるのであれば、決めてもらえればなというふうに思います。

(市) 基本、保護者負担は発生しないというのが、5年間は基本になってきます。

だから、保護者の方から、例えば、何か提案があつて、「そこをしてください。この費用負担の発生は、オーケーです」ということになれば、費用負担が発生するということがあります。

でも、基本は、無というのが、この運営の基準にも書かせていただいていますので、そこが基本になります。

1つだけ、実は、〇〇〇保育園で、三者協議会が、一旦、休止していたのですが、建替で再開しました。

そのときに、実は、5歳の子どもたちに対して、園外保育をした

い。

公共交通機関を利用して、そういう交通のマナーであるとかというものを、子どもたちに教えてあげながら、そういうのを進めたいということで、バス代が、多分、100 円くらいだったと思うのですが、その保護者負担をお願いしたいと、三者協議会で協議しました。

それは、合意が得られて、変更になりました。

基本は、無というふうにしていますので、大きな変更はないと思うのですが、もし変更になるとなったら、間違いなく、この協議会の中で協議していただいて、ご説明させていただくことになりますので、ご安心していただけたらと思います。

(保護者) 済みません。ちょっと話が盛り上がっているところで、大変、申し訳ないのですが、この後、役員会を予定しております。

(市) そうですね、どうしても、何か、ご質問があるという方、いらっしゃいますか、もう少し、ご質問されたいなという方は。

(保護者) 特になし。

(市) それでは、時間も1時間半ということ、まず、基本としていますので、少し、オーバーしておりますが、一旦、ここで閉めさせていただきます。また、各個人の方で、ご質問ある方は、個別に対応させていただきますというふうに思います。

これまでの質問等にもございましたように、移管先の条件の履行でありますとか、それから保育内容の変更・充実、こういった部分につきましては、この三者協議会の目的の大きなものでもございますので、市としても、しっかりと確認をして進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、法人におきましても、保護者の皆さまの様々なご意向がございましたので、十分に把握していただくとともに、今後における保育内容の引き継ぎにおいても、円滑に実施していただきますように、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次回の三者協議会ですけれども、保護者会の役員の方とまた調整をさせていただいて、ご報告、ご連絡させてもらいたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日は長時間にわたりまして、ご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして三者協議会を終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。